

後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご利用ください。

- *新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- *紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、小平町役場保健福祉課保険係までお申し出ください。

| | |
|----------------------|--------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | |
| 有効期限 | 〇〇年 7月 31日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 7月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広域市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広域 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発給年月日 | 平成 20年 4月 1日 |
| 発給期日 | 平成 20年 4月 1日 |
| 一割負担金の割合 | 1割 |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 30011000 |
| 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) | |

新しい保険証は黄色です

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、小平町役場保健福祉課保険係へ申請してください。

※有効期間は1年間です

*減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| | |
|-----|--|
| 区分Ⅱ | *世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 |
| 区分Ⅰ | *世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 *高齢福祉年金を受給されている方 |

*限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

| | |
|-------|--|
| 現役並みⅢ | 住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅡ | 現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |
| 現役並みⅠ | 現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方 |

| | |
|-------------------------|----------------|
| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | |
| 有効期限 | 〇〇年 7月 31日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広域市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発給期日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 適用区分 | 区分Ⅱ |
| 長期入院認定年月日 | 〇〇年 8月 1日 保険者印 |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 300111000 |
| 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) | |

| | |
|----------------------|-------------|
| 後期高齢者医療限度額適用認定証 | |
| 有効期限 | 〇〇年 7月 31日 |
| 交付年月日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 被保険者番号 | 01234567 |
| 住所 | 広域市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広域 太郎 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 発給期日 | 〇〇年 8月 1日 |
| 適用区分 | 現役Ⅱ |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 30011000 |
| 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱) | |

新しい減額認定証および限度証は黄緑色です

◎問い合わせ先

*北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎ 011-290-5601

*小平町保健福祉課保険係
〒078-3392 留萌郡小平町字小平町216番地
☎ 0164-56-2111 (内線 271・287)

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人で悩まずに無料個別相談会をご利用ください

B型肝炎

給付金について

完全予約制

☎ 0120-013-621

〈ご予約受付時間〉
平日 9:00~18:00

個別面談なので、他の方と顔を合わせることはありません。

| 日程・会場 | 日時 | 会場 |
|-------|---------|-----------------------------------|
| | 8/4 (金) | 滝川市まちづくりセンター 会議室A 滝川市栄町3丁目6-28 |
| | 8/5 (土) | 第3研修室 芦別市北1条東2丁目4番地 |
| | 8/6 (日) | 旭川市民文化会館 第5会議室 旭川市7条通9丁目 |

無料個別相談会

対象者
昭和 16年 7月 2日~
昭和 63年 1月 27日 生まれ
※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 ※病態に応じて給付金等の内容が異なります

50万円~
3,600万円

弁護士費用
着手金・相談料 無料

成功報酬制

※訴訟実費別途

無料電話相談

も同時受付中!

お気軽にお電話ください

弁護士法人 弁護士 豊隆 一「あいは こういち」東京弁護士会所属 登録番号 35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A ☎TEL 03-5363-6333 ☐E-mail: info@precious-law.jp
 プレシャス総合法律会計事務所【営業時間】平日 9:00~18:00 ☐FAX 03-5363-6334 ☐https://precious-law.jp/

《この広告は、有料で商業広告等を掲載しています。》